

○厚生労働省令第百十七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十四条第二項の規定に基づき、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第五号の四十八を第五号の四十九とし、第五号の十四から第五号の四十七までを一号ずつ繰り下げ、第五号の十三の次に次の一号を加える。

五の十四 二―アミノ―二―「二―（四―オクチルフエニル）エチル」プロパン―一・三―ジオール（別名フィンゴリモド）、その塩類及びそれらの製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第七号の二十一を第七号の二十二とし、第七号の二十を第七号の二十一とし、第七号の十九の次に次の一号を加える。

七の二十　七アルファ―「九―」（四・四・五・五・五―ペンタフルオロペンチル）スルフィニル〕ノ  
ニル〕エストラー―・三・五（一〇）―トリエン―三・一七ベータージオール（別名フルベストラ  
ト）及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　カナキヌマブ及びその製剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第三十六号の三十二を第三十六号の三十三とし、第三十六号の十五から第三十六号の三十一までを一号ずつ繰り下げ、第三十六号の十四の次に次の一号を加える。

三十六の十五　（一S・三aR・六aS）―二―（二S）―二―（二S）―二―シクロヘキシル―  
二―「（ピラジン―ニ―イルカルボニル）アミノ」アセチルアミノ―三・三―ジメチルブタノイル  
）―N―「（三S）――シクロプロピルアミノ―二―ジオキソヘキサン―三―イル」オクタヒ  
ドロシクロペンタ「c」ピロール――カルボキサミド（別名テラプレビル）及びその製剤

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。